

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

野村ホールディングス株式会社

企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」に対する意見

貴委員会から平成 29 年 7 月 20 日に公表された企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」（以下、「会計基準（案）」）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 2（適用範囲に関する質問）について

会計基準（案）第 3 項(5)において、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料が適用範囲から除外されているが、その定義が明確ではなく、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲と差異が生じるおそれがある。

IFRS 第 15 号の適用範囲との整合性を確保するため、会計基準（案）第 3 項(5)の定義を明確化することや、同号の適用を任意とすること等の手当てを検討いただきたい。

（理由）

会計基準（案）第 100 項では、顧客との契約から生じる収益に該当する金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料については、金融商品に関する会計基準を改訂する場合には、その会計処理が変わる可能性があるため、第 3 項(5)の除外規定を設けた旨が説明されている。当該趣旨に鑑みると、第 3 項(5)の除外規定は金融商品に関する会計基準の改訂の影響を受ける可能性がある一部の手数料（例：企業が自ら貸付金を取得した際に顧客たる借入人から受け取る手数料）に限って適用されるべきと考えられる。

しかし、当該手数料の範囲を「顧客による金融商品の取得に際して受け取る手数料」を含むと解釈すると、金融商品に関する会計基準が適用されず、したがって同基準の改訂の影響を受けることが想定されない様々な金融サービス手数料（例：株式売買の委託手数料、投資信託の募集手数料等）までもが、会計基準（案）の適用範囲から除外されてしまう。IFRS 第 15 号の適用対象であるこれらの金融サービス手数料が会計基準（案）の適用範囲外になると解釈される余地がある第 3 項(5)の定義は、会計基準（案）と IFRS 第 15 号との差異をいたずらに生じさせ、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図るという基準開発の目的を損なわせるおそれがある。

会計基準（案）と IFRS 第 15 号の適用範囲の整合性を確保するため、会計基準（案）第 3 項(5)の定義を「企業自身による金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」等に修正することや、同号の適用を任意とすること等の手当てを検討いただきたい。

以上